

不当労働行為事件提出書類の手引

令和 7 年 10 月

埼玉県労働委員会事務局

目 次

1	不当労働行為救済申立てについて	1
2	不当労働行為救済申立書について	1
3	資格審査申請書について	2
4	答弁書について	2
5	準備書面について	3
6	代理人許可申請書（及び委任状）、補佐人許可申請書について	3
7	証人等尋問申出書について	3
8	書証申出及び証拠説明書について	4
9	取下書について	4
10	提出書類の部数について	5
	（申立書の記載例）	6
	（答弁書の記載例）	1 2
	（準備書面の記載例）	1 5
	（代理人許可申請書の記載例）	1 6
	（委任状の記載例）	1 7
	（補佐人許可申請書の記載例）	1 8
	（証人等尋問申出書の記載例）	1 9
	（書証申出及び証拠説明書の記載例）	2 1
	（取下書の記載例）	2 3
	埼玉県労働委員会案内図	2 4

1 不当労働行為救済申立てについて

不当労働行為救済申立ては、次の書類を提出して行ってください。

- (1) 不当労働行為救済申立書 : 原則として5部
(正本1部、副本1部、写し3部。
「10 提出書類の部数について」(5ページ)を参照)
- (2) 資格審査申請書及び関係書類(労働組合申立ての場合) : 1部
関係書類 ア 労働組合及び使用者の概況
イ 労働組合同規約及びこれに準ずる諸規程
ウ 労働協約
エ 労働組合役員名簿
オ 労働組合同会計書類
カ 事業所職制及び非組合員の範囲一覧表
キ 使用者の利益を代表する者の参加を許すものではない旨等の誓約書
ク 申請者が連合団体等の場合には、上記アからオまでに加えて、次の書類
(ア) 組合組織形態表
(イ) 構成組合のうちから抽出した2単位組合に係る上記アからキまでの書類
(ウ) すべての構成組合が労働組合法第2条及び第5条第2項に適合する旨の連合団体等の誓約書
- (3) 被申立人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
(被申立人が法人の場合) : 1部

※ 労働委員会に提出する文書は、できる限り日本工業規格A列4番の用紙(A4判)を使用して、横書き左とじにしてください。

2 不当労働行為救済申立書について

- (1) 不当労働行為救済申立書には、次の事項について必ず記載してください。
- ア 申立人本人の氏名又は名称 (※弁護士など代理人の名義は不可)
- イ 申立年月日
- ウ 申立人の氏名、住所
(申立人が労働組合のときは、その名称、代表者の役職名・氏名、主たる事務所の所在地)
- エ 被申立人の氏名、住所
(被申立人が法人のときは、その名称、代表者の役職名・氏名、主たる

事務所の所在地)

オ 請求する救済の内容

カ 不当労働行為を構成する具体的事実

キ 主張

(2) 不当労働行為救済申立書の書き方は、6ページの記載例を参考にしてください。

3 資格審査申請書について

※労働組合資格審査申請の手引（別冊）を参照してください。

4 答弁書について

(1) 被申立人は、申立書の写しが送付された日から原則として30日以内に答弁書を提出してください。

提出部数は、原則として5部（正本1部、副本1部、写し3部）ですが、副本の提出部数は相手方当事者の数としてください（5ページ参照）。

※ 労働委員会に提出する文書は、できる限り日本工業規格A列4番の用紙（A4判）を使用して、横書き左とじにしてください。

(2) 答弁書の書き方

ア 答弁書には、次の事項を必ず記載してください。

(ア)被申立人本人の氏名又は名称

(イ)答弁年月日

(ウ)申立人の氏名、住所

（申立人が労働組合のときは、その名称、代表者の役職名・氏名、主たる事務所の所在地）

(エ)被申立人の氏名、住所

（被申立人が法人のときは、その名称、代表者の役職名・氏名、主たる事務所の所在地）

(オ)請求する救済の内容に対する答弁

(カ)不当労働行為を構成する具体的事実に対する答弁

(キ)主張

イ 答弁書の書き方は、12ページの記載例を参考にしてください。

5 準備書面について

- (1) 申立（答弁）書の不備な点、不明な点についての補足、申立（答弁）書に書き落した事項など、追加する主張がある場合、準備書面を提出してください。

提出部数は、原則として5部（正本1部、副本1部、写し3部）ですが、副本の提出部数は相手方当事者の数としてください（5ページ参照）。

※ 労働委員会に提出する文書は、できる限り日本工業規格A列4番の用紙（A4判）を使用して、横書き左とじにしてください。

- (2) 準備書面の書き方

ア 準備書面には、次の事項を必ず記載してください。

(ア) 申立人（被申立人）本人の氏名又は名称

(イ) 準備書面提出年月日

(ウ) 主張

イ 準備書面の書き方は、15ページの記載例を参考にしてください。

6 代理人許可申請書（及び委任状）、補佐人許可申請書について

- (1) 調査期日、審問期日に代理人を出頭させる場合は代理人許可申請書（1部）と代理権授与の事実を証明する書面（委任状）（1部）を提出してください。

また、調査期日、審問期日に補佐人を伴って出頭する場合には補佐人許可申請書（1部）を提出してください。

- (2) 申請書の書き方は、16ページから18ページまでのそれぞれの記載例を参考にしてください。

- (3) 代理人の許可があった後は、代理人が、準備書面等を作成し、提出できます。

7 証人等尋問申出書について

- (1) 不当労働行為を構成する具体的事実として申立人が主張する事実、被申立人が主張する正当理由に係る事実などを人証により立証する場合は、証人等尋問申出書を提出してください。

提出部数は、原則として5部（正本1部、副本1部、写し3部）ですが、副本の提出部数は相手方当事者の数としてください（5ページ参照）。

- (2) 証人等尋問申出書の書き方

ア 証人等尋問申出書には、次の事項を必ず記載してください。

- (ア) 証人等の氏名及び住所
- (イ) 尋問に要する見込みの時間
- (ウ) 証明すべき事実

証人等尋問申出書を提出するときは、同時に尋問事項書を提出することが義務付けられています。

尋問事項書はできる限り、個別かつ具体的に記載してください。

イ 証人等尋問申出書の書き方は、19ページの記載例を参考にしてください。

8 書証申出及び証拠説明書について

- (1) 不当労働行為を構成する具体的事実として申立人が主張する事実、被申立人が主張する正当理由に係る事実などを書証により立証する場合は、書証を提出してください。

提出部数は、原則として5部（正本1部、副本1部、写し3部）ですが、副本の提出部数は相手方当事者の数としてください（5ページ参照）。

書証には、提出順に申立人は甲第○号証、被申立人は乙第○号証と一連番号をつけてください。

また、個人番号（マイナンバー）が記載された書証を提出する場合は、必ず個人番号部分にマスキングしたものを提出してください。

- (2) 労働委員会に書証を提出するときは、書証申出及び証拠説明書を併せて提出することが義務付けられています。

ア 書証申出及び証拠説明書には、次の事項を必ず記載してください。

- (ア) 文書の表示
- (イ) 文書の作成者
- (ウ) 立証の趣旨

イ 提出部数は、原則として5部（正本1部、副本1部、写し3部）ですが、副本の提出部数は相手方当事者の数としてください（5ページ参照）。

ウ 書証申出及び証拠説明書の書き方は、21ページの記載例を参考にしてください。

9 取下書について

- (1) 不当労働行為救済申立てを取り下げる場合、申立人は取下書（1部）を提出してください。

- (2) 取下書の書き方は、23ページの記載例を参考にしてください。

10 提出書類の部数について

当事者が提出する書類の部数は、各書類の説明箇所に記載したとおりですが、次の書類については、相手方当事者が1名を超える場合は、当事者数が1名増すごとに副本を1部追加してください（例えば、相手方当事者が2名ならば、副本は2部とし、相手方当事者が3名ならば、副本は3部としてください。）。

該当書類は、次のとおりです。

- (1) 不当労働行為救済申立書
- (2) 答弁書
- (3) 準備書面
- (4) 証人等尋問申出書
- (5) 書証
- (6) 書証申出及び証拠説明書

【申立書の記載例】

令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県労働委員会会長

申立人

氏 名

(名 称)

(代表者の役職名・氏名)

不 当 労 働 行 為 救 済 申 立 書

労働組合法第7条第 ★ 号に該当する不当労働行為について、下記のとおり申し立てる。

[★印のところは、該当する号数を記入してください。]

記

申立人 住所（労働組合にあっては主たる事務所の所在地）

氏名（労働組合にあってはその名称）

労働組合の代表者の役職名・氏名

被申立人 住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあってはその名称）

法人の代表者の役職名・氏名

1 請求する救済の内容

[労働委員会から被申立人に対して、どのような命令を出してもらいたいかを具体的に記載してください。]

【文 例】

◎不利益取扱い取消しを求める場合（労働組合法第7条第1号関係）

被申立人〇〇株式会社は、申立人（又は申立人〇〇労働組合の組合員氏名）に対してなした〇年〇月〇日付け不利益取扱い（解雇、減給、停職、降任、配置転換等）を取り消して、取消しまでの間に同人が受けるはずであった賃金相当額を支払わなければならない。

◎団体交渉応諾を求める場合（労働組合法第7条第2号関係）

被申立人〇〇株式会社は、申立人〇〇労働組合が、〇年〇月〇日、〇月〇日、〇月〇日に申入れた〇〇〇〇の件に関する団体交渉に誠実に応じなければならない。

◎支配介入排除を求める場合（労働組合法第7条第3号関係）

被申立人〇〇株式会社は、申立人〇〇労働組合（以下「組合」という。）の組合員に対して、組合からの脱退を勧奨したり、組合を中傷、誹謗したり、組合活動を活発に行なった組合員を不利益に取り扱ったりして、組合の組織及び運営に支配介入してはならない。

◎労働委員会への申立て、証拠の提示、証言を理由とする差別待遇取消しを求める場合（労働組合法第7条第4号関係）

労働組合法第7条第1号関係の例を参考にして記載してください。

◎文書手交及び文書掲示を求める場合

被申立人〇〇株式会社は、「会社が行った〇〇〇〇の行為は、埼玉県労働委員会において、労働組合法第7条第〇号に該当する不当労働行為であると認定されました。今後は、このような行為を繰り返さないよう誓約いたします。」旨の文書を手交するとともに縦〇メートル、横〇メートルの白紙一杯に明瞭に墨書して、会社の正面玄関の職員の見やすい場所に〇日間掲示しなければならない。

2 不当労働行為を構成する具体的事実

[申立人及び被申立人について及び本件不当労働行為に係る具体的事実について具体的に記載してください。なお、不当労働行為を構成する具体的事実については、後に疎明が必要となります。]

(1) 当事者について

ア 申立人

【文 例】

<労働組合の場合>

申立人〇〇労働組合は、肩書地に主たる事務所を有し、〇年〇月

○日被申立人○○株式会社の従業員○○名をもって結成された労働組合で、現在の組合員数は○○名である。

<個人の場合>

申立人は、○年○月○日被申立人○○株式会社に入社し、○年○月○日、○○労働組合に加入し、現在、○○労働組合執行委員長の職にある。

イ 被申立人

【文 例】

被申立人○○株式会社は、肩書地に本社を置き○○市に工場を有し、○○の製造及び販売を業とする資本金○○円、従業員○○名の会社である。

(2) 本件不当労働行為に係る具体的事実

[次の事柄について記載してください。]

ア 本件不当労働行為に至る経過

[本件不当労働行為が行われるまでの労使関係及びその背景等について、いつ、誰が、誰に対して、どこで、何を行ったかなどを、日時を追って具体的かつ明確に記載してください。]

イ 申立人の行為（活動）について

[いつ、誰が、誰に対して、どこで、何を行ったかなどを、日時を追って具体的かつ明確に記載してください。]

ウ 被申立人の行為について

[いつ、誰が、誰に対して、どこで、何を行ったかなどを、日時を追って具体的かつ明確に記載してください。]

労働組合法第7条第1号関係の場合 … 不利益取扱いの行われた年月日、その理由、労働組合活動を行ったことが不利益取扱いの真の理由であるという事実とその主張等について

【文 例】

<組合員に対する一時金の減額支給>

○年○月○日、申立人○○労働組合（以下「組合」という。）は被申立人○○株式会社（以下「会社」という。）に対し、会社従業員をもって○年○月○日に○○労働組合を結成したことを通知した
.....

.....
.....
○年○月○日、組合は、会社従業員に対し、会社従業員の出勤時間帯に、会社正門前で、会社の経営方針を非難し、賃上げ、労働時間短縮など労働条件の改善を訴える演説を行い、会社構内で同様のことを記載したビラを配布した。

会社は、○年○月○日付け文書にて組合に対し、これらの組合の情宣活動は、職場規律について定める就業規則に違反するとして、これらの行為の中止を求めた。

しかし、組合は、これらの行為は正当な組合活動であると主張して、○年○月○日、○年○月○日、○年○月○日、同様の行為を繰り返した。

会社は、正当な組合活動である会社正門前での演説、会社構内でのビラ配布行為をとらえて、職場規律について定める就業規則に違反するとして、申立人組合員に対して、○年度夏期一時金のうち5%を減額して支給した。

労働組合法第7条第2号関係の場合 … 団体交渉を申し入れた年月日、交渉事項並びに使用者が団体交渉を拒否した（不誠実に行った年月日及び理由等について記載してください。

【文 例】

< 団体交渉の拒否 >

○年○月○日、被申立人○○株式会社（以下「会社」という。）は、申立人○○労働組合（以下「組合」という。）に対し、賃金体系の変更を提案した。

組合は、この賃金体系の変更は労働条件の不利益変更であると主張し、○年○月○日、会社に対し、賃金体系の変更を議題とする団体交渉を申し入れた。○年○月○日開催の団体交渉において、会社は、組合に対し、賃金体系の変更は会社の経営方針であることを述べるだけで、賃金体系を変更する理由について何ら具体的説明を行わなかった。

.....
.....
.....

.....

その後、○月○日及び○月○日に同様の事項を議題とする団体交渉が行われたが、会社は、経営方針による賃金体系の変更を述べるのみで、一向に不誠実な交渉態度は変わらなかった。また、○月○日の団体交渉については、賃金体系の変更については十分説明しており、話合いの余地はないとしてこれを拒否した。

労働組合法第7条第3号関係の場合…使用者が労働組合の運営に支配介入した事実を、誰が、いつどこで、誰に、どうした、というように記載してください。

【文 例】

<組合脱退勧奨>

被申立人○○株式会社（以下「会社」という。）は、勤務時間の変更について、申立人○○労働組合の承諾を得ないまま、○年○月○日実施に踏み切ろうとしたため、組合は、この事態を打開するため○年○月○日にストライキに突入する旨会社に通告した。

.....
.....
.....

組合のストライキ実施前の○年○月○日○時ころ、会社の乙野乙夫取締役は、本社ビル3階会議室に幹部職員を集め、各人の部下の従業員に対し、組合からの脱退を呼び掛けるよう指示した。

これを受け、営業課の丙川丙郎課長は、○年○月○日○時ころ、同課の乙山乙男をその自宅に訪ね、会社を守るために組合から抜けるよう勧奨した。また、同課員2名に対しても、電話により同様のことを話した。

労働組合法第7条第4号関係の場合……労働組合法第7条第1号関係の要領を参考にして記載してください。

3 主張

【文 例】

◎ 前記2 不当労働行為を構成する具体的事実(2)ウの被申立人の○

〇〇〇の行為は、申立人を嫌悪して行った労働組合法第7条第★号の不当労働行為である。

- ◎ 前記2 不当労働行為を構成する具体的事実(2)ウの被申立人の〇〇〇の行為は、申立人の組合活動を妨害するために行った労働組合法第7条第★号の不当労働行為である。

【答弁書の記載例】

令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県労働委員会会長

被申立人

氏 名
(名 称)
代表者の役職名・氏名

※ 被申立人代理人氏名

【※代理人許可を得た後は、代理人名義による作成が可能です。】

答 弁 書

埼労委令和 ◆ 年（不）第 ◆ 号 ◆ 不当労働行為救済申立
事件につき、被申立人は下記のとおり答弁する。

[◆印のところは、労働委員会から送付する調査開始通知書に記載された
事件番号及び事件名を記入してください。]

記

申 立 人 住所（労働組合にあっては主たる事務所の所在地）
氏名（労働組合にあってはその名称）
労働組合の代表者の役職名、氏名

被申立人 住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあってはその名称）
法人の代表者の役職名、氏名

1 請求する救済の内容に対する答弁

【文 例】

◎棄却を求める場合

本件申立てを棄却するとの命令を求める。

◎却下を求める場合

本件申立てを却下するよう求める。（申立てが労働委員会規則第
33条第1項各号に規定される却下事由のいずれかに該当するとき）

2 不当労働行為を構成する具体的事実に対する答弁

[申立書の記載に対応して、申立人の主張のひとつひとつについて「認める」か、「認めない」か、あるいは「知らない」かを記載してください。申立書の記載に対して争う場合、単に「争う」とだけの記載は避けて、被申立人としての主張を積極的に明らかにしてください。]

(1) 当事者に対する答弁

【文 例】

- ア 労働組合の結成については認める。その組合員数については知らない。その他の記載は認める。
- イ 申立人乙野乙夫が〇〇労働組合の書記長であることは認めるが、当該組合結成に当たり中心となって活動したことは知らない。その他の記載は認める。
- ウ 被申立人については認める。

(2) 本件不当労働行為に係る具体的事実に対する答弁

【文 例】

- ア 労働組合に対する誹謗中傷と労働組合脱退勧奨
被申立人〇〇株式会社（以下「会社」という。）が申立人〇〇労働組合（以下「組合」という。）を誹謗中傷したり、組合からの脱退を組合員に勧めたりしたとの記載は否認する。組合員数の推移は知らない。
.....
.....
.....
- イ 団体交渉の拒否
認める。被申立人〇〇株式会社が団体交渉に応じなかったのは、申立人〇〇労働組合（以下「組合」という。）の要求が多岐多項目にわたっていたため、各項目の整理、検討に時間を要したこと、年度末で会社業務が多忙であったことなどが理由であり、組合には理由を説明して団体交渉の延期を申し入れ、了解を得ていたものである。
組合が〇月〇日に団体交渉を申し入れたことは認めるが、その他の記載は否認する。

組合の要求については、現在検討中であり、検討が済み次第
団体交渉を行う予定である。

.....
.....
.....

ウ 組合書記長の配転

被申立人〇〇株式会社（以下「会社」という。）本社営業部
の丙川丙郎に対し〇月〇日付けで大阪営業所への配転を命じた
こと、同人が〇〇労働組合書記長であることは認めるが、その
他の記載は争う。

会社が同人に配転を命じたのは、会社の販売計画の見直しを
行ったところ、大阪営業所の販売強化を行う必要が認められた
ため、本社営業部の経歴の長い同人を配置する必要があったか
らである。

.....
.....
.....

3 主張

【文 例】

申立人の主張(1) については、争う。

申立人の主張(2) については、〇〇〇〇の理由から不当労働行為で
はない。

【準備書面の記載例】

令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県労働委員会会長

申立人
(被申立人)
氏 名
(名 称)
(代表者の役職名・氏名)

※申立人(被申立人)代理人氏名
【※代理人許可を得た後は、代理人名義による作成が可能です。】

準 備 書 面

埼労委令和 年(不)第 号 不当労働行為救済申立事件につき、申立人(被申立人)は下記のとおり陳述する。

記

[申立(答弁)書の記載項目に従って、申立(答弁)書の不備な点や、不明な点についての補足、申立(答弁)書に書き落した事項などについて書いてください。

準備書面において新たに主張した不当労働行為を構成する具体的事実については、後に疎明が必要となります。]

【文 例】

〇〇〇〇のことについて、次のとおり主張を追加する。
.....
.....
.....

【代理人許可申請書の記載例】

代 理 人 許 可 申 請 書

埼 労 委 令 和 年 (不) 第 号 不 当 労 働 行 為 救 済 申
立 事 件 に つ い て 、 下 記 の 者 を 代 理 人 と す る こ と の 許 可 を 受 け た い の で 申 請 し
ま す 。

記

(ふりがな) 代理人氏名	職 業	住 所	連絡先電話番号

(委任状 添付)

令和 年 月 日

申請人 氏 名
(名 称)
(代表者の役職名・氏名)

(あて先)

埼玉県労働委員会会長

【補佐人許可申請書の記載例】

補佐人許可申請書

埼労委令和 年(不)第 号 不当労働行為救済申立事件について、
下記の者を補佐人とする事の許可を受けたいので申請します。

記

(ふりがな) 補佐人氏名	職 業	住 所	連絡先電話番号

令和 年 月 日

申請人 氏 名
(名 称)
(代表者の役職名・氏名)

(あて先)

埼玉県労働委員会会長

【証人等尋問申出書の記載例】

令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県労働委員会会長

申立人 (又は被申立人)

氏 名

(名 称)

(代表者の役職名・氏名)

証人等尋問申出書

埼労委令和 年 (不) 第 号 不当労働行為救済申立事件について、申立人 (被申立人) は、下記のとおり証人等の尋問を申し出る。

記

1 証人等

ふりがな 氏 名		
住 所	(連絡先電話)	
職業及び職務上の地位又は 労働組合における役職名		

2 尋問に要する見込みの時間

約 〇〇 分

3 証明すべき事実

[簡条書にすること。]

【文 例】

〇月〇日、〇〇労働組合が申し入れた団体交渉を使用者が拒否したこと、及び〇〇労働組合が申し入れた団体交渉に対する使用者の態度

※ 尋問事項書を添付すること

尋問事項書

[箇条書にすること。]

[できる限り、個別的かつ具体的に記載すること。]

【文 例】

- 1 証人の経歴及び被申立人〇〇株式会社における証人の地位について
- 2 労働組合結成の経緯について
- 3 〇月〇日、申立人〇〇労働組合が〇年度冬期一時金の支給に係る事項について団体交渉を申し入れたこと及びその後の申立人〇〇労働組合の団体交渉申入れについて
- 4 〇月〇日、申立人〇〇労働組合の申し入れた団体交渉を使用者が拒否したこと及びその時の使用者の態度について
- 5 〇月〇日以降に申立人〇〇労働組合が申し入れた団体交渉に対する使用者の態度について
- 6
- 7
- 8 その他、本件に関する事項について

【書証申出及び証拠説明書の記載例】

令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県労働委員会会長

申立人（又は被申立人）

氏 名

(名 称)

(代表者の役職名・氏名)

書 証 申 出 及 び 証 拠 説 明 書

埼労委令和 年（不）第 号 不当労働行為救済申立事件について、申立人（被申立人）は、申立人（被申立人）が主張する事実を立証するため、甲（乙）第 号証ないし甲（乙）第 号証を提出し、下記のとおり証すべき事実を説明する。

記

【文例】

書 証	文書の表示	文書の作成者	立証の趣旨
甲第○号証	○年○月○日 付け労働組合 結成通知書	○○○○	1 ○年○月○日に労働組合を結成したことを被申立人に通知したことについて 2 3
甲第○号証	○年○月○日 付け要求書	○○○○	1 ○年○月○日、申立人が、被申立人に対して要求した内容について 2

書 証	文書の表示	文書の作成者	立証の趣旨
乙第○号証	○年○月○日 付け回答書	○○○○	1 ○年○月○日付け要求書に対して、被申立人が回答したことについて 2 その回答内容について 3
乙第○号証	○年○月○日 団体交渉議事録	○○○○	1 ○年○月○日、団体交渉を行ったことについて 2 ○年○月○日の団体交渉の交渉員について 3 ○年○月○日の団体交渉における合意事項について 4
乙第○号証

【取下書の記載例】

令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県労働委員会会長

申立人

氏 名

(名 称)

(代表者の役職名・氏名)

取 下 書

埼労委令和 年(不)第 号 不当労働行為救済
申立事件の申立てを下記の理由により取り下げる。
記

- 注 1 取り下げる理由のほか、取り下げることとなった事情を記載してください。
- 2 和解協定書がある場合は、その写しを添付してください。
- 3 申立人名義で作成してください。

埼玉県労働委員会案内図

埼玉県庁 第3庁舎4階



埼玉県労働委員会事務局

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁第3庁舎4階
(JR浦和駅西口から徒歩約15分)

☎ 審査調整第一担当 048-830-6452
審査調整第二担当 048-830-6465

FAX 048-830-4935

ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/kense/gaiyo/soshiki/rodo/index.html>